

大阪府行政書士会会則

昭和46年11月24日
臨時総会で決議

改正 昭和46年11月30日
大阪府指令地方第1385号認可
昭和46年12月1日
大阪法務局登記済
昭和48年6月23日
定時総会で決議
昭和48年8月11日
大阪府指令地方第541号認可
昭和48年9月14日
大阪府指令地方第652号認可
昭和49年8月1日
大阪府指令地方第558号認可
昭和50年3月20日
大阪府指令地方第1873号認可
昭和51年9月20日
大阪府指令地方第733号認可
昭和52年4月1日
大阪府指令地方第2210号認可
昭和53年8月1日
大阪府指令地方第442号認可
昭和54年7月20日
大阪府指令地方第396号認可
昭和55年8月1日
大阪府指令地方第548号認可
昭和56年8月1日
大阪府指令地方第792号認可
昭和57年8月18日
大阪府指令地方第1080号認可
昭和58年4月1日
大阪府指令地方第43号認可
昭和58年8月5日
大阪府指令地方第1069号認可
昭和59年10月1日
大阪府指令地方第986号認可
昭和60年6月1日
大阪府指令地方第90号認可
昭和61年4月1日
大阪府指令地方第1340号認可
昭和62年8月29日
大阪府指令地方第601号認可
昭和63年7月15日
大阪府指令地方第475号認可
平成元年7月19日
大阪府指令地方第462号認可
平成3年10月1日
大阪府指令地方第809号認可
平成5年9月1日
大阪府指令地方第621号認可
平成6年11月24日
大阪府指令地方第997号認可
平成7年8月31日
大阪府指令地方第683号認可

平成9年7月11日
大阪府指令地方第429号認可
平成11年6月18日
大阪府指令市第357号認可
平成12年8月24日
大阪府指令市第688号認可
平成16年7月6日
大阪府指令市第1841号認可
平成17年11月7日
大阪府指令市第2649号認可
平成18年7月27日
大阪府指令市第1916号認可
平成19年9月28日
大阪府指令市第2109号認可
平成21年7月28日
大阪府指令市第1901号認可

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪府行政書士会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互間の緊密な結合によって、会員の権利を擁護するとともに、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の品位保持のための指導及び連絡に関すること。
- (2) 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を行うこと。
- (3) 会員の執務の指導及び連絡に関すること。
- (4) 業務関係法規の調査及び研究に関すること。
- (5) 会員の届出事項の処理に関すること。
- (6) 関係官公署その他団体との連絡協調に関すること。
- (7) 非行政書士行為の排除に関すること。
- (8) 業務関係図書・諸用紙の様式及び参考

書類等の編集・作成・発行並びにこれら業務用品の共同購入と斡旋頒布に関すること。

(9) 福利厚生及び共済に関すること。

(10) 業務の改善進歩に必要な調査及び研究に関すること。

(11) 講演会及び研修会等の開催に関すること。

(12) 会員の研修に関すること。

(13) 会報及び研修資料等の編集並びに発行に関すること。

(14) 広報活動に関すること。

(15) 行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により指定試験機関が行う試験事務への協力に関すること。

(16) 本会及び会員に関する情報の管理に関すること。

(17) 本会及び会員に関する情報の公開に関すること。

(18) 日本司法支援センターの活動への参加・協力に関すること。

(19) 裁判外の紛争解決制度に関する調査、研究及び機関の設置・運営に関すること。

(20) 会員の品位保持及び向上のための社会貢献活動に関すること。

(21) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 本会は、法第15条第1項の規定により、大阪府内に事務所を有する行政書士及び行政書士法人をもって組織する。

(事務所の所在地)

第5条 本会は、事務所を大阪府内に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、次項各号に掲げる行政書士及び第3項に掲げる行政書士法人と

する。

2 行政書士である会員(以下「個人会員」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 本会の区域内に事務所を有する行政書士

(2) 次項に規定する行政書士法人の事務所に所属する社員である行政書士

(3) 第1号に規定する行政書士又は次項に規定する行政書士法人の使用人であり、当該事務所を行政書士名簿に登録している行政書士

3 行政書士法人である会員(以下「法人会員」という。)は、本会の区域内に事務所を有する行政書士法人をいう。

(行政書士の入会)

第6条の2 行政書士の入会は、次に掲げる各号による。

(1) 本会を経由して登録を受けた者は、登録を受けたときに本会の会員となる。

(2) 本会の区域内に事務所を移転した者は、その移転があったときに本会の会員となる。

(行政書士法人の入会)

第6条の3 行政書士法人は、その主たる事務所又は従たる事務所を本会の区域内に登録したとき、若しくは本会の区域外から本会の区域内に事務所を移転しその旨の登記をしたときに本会の会員となる。

(個人会員の退会)

第7条 個人会員の退会は、次に掲げる各号による。

(1) 法第7条第1項各号の一に該当するに至った者は、そのときに本会を退会する。

(2) 法第7条第2項の規定により登録を抹消された者は、登録を抹消されたときに本会を退会する。

(3) 他の都道府県の区域内に事務所を移転した者は、その移転があったときに本

会を退会する。

(法人会員の退会)

第7条の2 法人会員は、その事務所の移転又は廃止により、本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨を登記したとき、又は解散したときに本会を退会する。

(職印の届出)

第8条 会員は、法第16条の5第1項又は第2項、若しくは法第16条の6第1項又は第2項の規定により本会の会員となった後、直ちに、職印届を本会に提出しなければならない。

2 法人会員は、その事務所ごとに職印届を提出しなければならない。

3 前二項の規定は改印の場合に準用する。

(懲戒処分の届出)

第9条 個人会員は、戒告、業務の停止又は禁止の処分を受けたときは、遅滞なく別に定める届書を本会に提出しなければならない。

2 法人会員は、戒告、業務の全部又は一部の停止若しくは解散の処分を受けたときは、遅滞なく別に定める届書を本会に提出しなければならない。

(会員証)

第10条 本会は、入会した会員に、別に定める会員証を交付しなければならない。

2 会員は、退会したときは、本会に会員証を返還しなければならない。個人会員にあっては業務の停止又は禁止の処分を、法人会員にあっては業務の全部の停止又は解散の処分を受けたときも同様とする。

(入会金)

第11条 本会に入会しようとする者（行政書士法人を含む）は、総会で定める額の入会金を納入しなければならない。

(会費)

第12条 個人会員及び法人会員は、それぞれ、総会で定める額の会費を納入しなければならない。

2 本会は、納付すべき会費を正当な理由なく6ヵ月分以上の期間滞納している会員に対し、1ヵ月以上の期限を定めて会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。

3 本会は、第2項の規定により催告を行っても、なお定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、直ちに、個人会員に対しては第47条の2第1項第1号及び第2号の措置を、法人会員に対しては第47条の3第1項第1号及び第2号の措置をとることができる。

4 第2項の規定により催告を行っても、なお定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、綱紀委員会が、本人に弁明の機会を与えて会員として業務を継続して行う意思の有無を確認し、その意思がないと認める場合は、本会は、個人会員に対しては第47条の2第1項第3号の措置を、法人会員に対しては第47条の3第1項第3号及び第4号の措置を行うものとする。

5 綱紀委員会は、前項に定める弁明の機会を与えた後1ヵ月以内に会費の納入が行われない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなすことができる。

6 会長は、第3項又は第4項の措置をとったときは、大阪府知事に通知しなければならない。

7 第4項の規定に基づく勧告を受けた後なお3ヵ月以内に会費の納入がない場合には、会長は会則違反として大阪府知事に対し措置要求をするものとする。

8 滞納会費納入に際しては、催告、勧告等に要した費用も併せて納入しなければならない。

(会費の延納・減額及び免除)

第13条 会員は、疾病又は災害により会費を納入することが困難な事由があるときは、会長に対して、その延納、減額又は免除の申請をすることができる。

- 2 前項の申請は、当該会員が所属する支部の支部長を経由するものとし、支部長は、実情調査の上、申請書に意見を附して会長に提出するものとする。
- 3 会長は、第1項の申請があったときは、常任理事会の議決を得て、その結果を当該支部長及び会員に通知しなければならない。

第3章 会の機関

第1節 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上5名以内
- (3) 理事 20名以上30名以内
- (4) 監事 2名又は3名

- 2 理事のうち6名を常任理事とする。
- 3 本会に専務理事1名を置くことができる。
(役員の仕事)

第15条 会長は本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は会長の定めるところにより会長を補佐し、あらかじめ会長が指定した順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会の構成員として会務執行の意思決定に参画するとともに、会務を分掌する。
- 4 常任理事は、規則に定める部の長として、会務を分掌管理し、これを執行する。
- 5 専務理事は、会長の命を受けて会務の執行を掌理する。
- 6 監事は、資産及び会計の状況を監査する。
- 7 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員を選出)

第16条 会長は、個人会員の中から総会において出席個人会員の直接無記名投票により選出する。

- 2 副会長は、個人会員の中から会長が推薦し、総会において選任する。
- 3 理事は、個人会員の中から総会において選任する。ただし、会員以外の者からも選任することができる。なお、選任の方法は規則に定めるところによる。
- 4 常任理事は、理事の中から理事会の承認を得て会長が任命する。
- 5 会長は、常任理事に事故あるときは、理事会の承認を得て、理事の中からその職務を代理する者を指名することができる。また、常任理事が欠けたときは、理事の中から、理事会の承認を得て、その職務を行う者を指名し、又は新たに任命することができる。
- 6 専務理事は、理事の中から理事会の承認を得て会長が任命する。前項の規定は、専務理事に準用する。
- 7 監事は、個人会員の中から総会において選任する。
- 8 本条に定める会長選出に関し、選挙権・被選挙権資格その他必要な事項は会長選挙規則の定めによる。
- 9 会長の選出に関する事務を行うため、本会に選挙管理委員会をおく。その職権等々は、前項の規則において定める。

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は、就任後第2回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、会長、副会長及び理事については、各々同じ役職の仕事は連続して3期6年を限度とする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の仕事の残任期間と同一とする。
- 3 役員が、仕事の満了又は辞任により退任した場合において、当該役員の仕事数を欠くに至ったときは、その役員は後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第18条 役員は法第14条第1項の処分を受けたとき、又は総会において解任の決議があったときは退任する。

(役員報酬)

第18条の2 役員には、役員報酬を支給することができる。

2 役員報酬の支給に関する事項は、別に規則で定める。

第2節 理事会

(理事会の組織及び招集)

第19条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会の招集は、会日より1週間前までにこれを通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

4 前項の通知は、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

(理事会の議決等)

第20条 理事会の議決方法は下記による。

(1) 理事会の議長及び副議長は、会長が指名する。

(2) 理事会の議決は、別に定める場合を除き、理事会の構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(3) 第31条の規定は、理事会に準用する。

(4) 理事会の議決について特別の利害関係を有する者は、議決に加わることができない。

(書面による議決)

第21条 会長は、特別の事由があるときは、書面により議決を求めることができる。

2 前項の場合において、議決の目的である事項について理事会の構成員の過半数が書面をもって同意を表したときは、理事会の議決があったものとみなす。

3 前項の場合において会長は、遅滞なく議決の結果を副会長及び理事に通知しなければならない。

(理事会の議決事項)

第22条 次に掲げる事項は、理事会の議決又は同意を得なければならない。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 総会に附議すべき事項

(3) 支部長会の建議により審議を請求された事項

(4) 規則、規程、細則の制定及び改廃

(5) 本会則中理事会に附議し、又は同意を得ることとした事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、重要な業務の執行に関する事項

(議事録)

第23条 理事会の議事については、議事録をつくらなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事会の構成員のうち2名が署名押印しなければならない。

第2節の2 常任理事会

(常任理事会の組織)

第23条の2 本会に、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び専務理事をもって構成する。

(常任理事会の議決事項)

第23条の3 次に掲げる事項は、常任理事会の議決又は同意を得て執行しなければならない。

(1) 理事会から委任を受けた事項

(2) 理事会に附議すべき事項

(3) 会則及び規則等により常任理事会が処理するとされた事項

(4) 緊急に処理を要すると認められた事項

2 前項第4号の執行に関し予算を伴う場合は、その限度額を100万円とする。

3 第1項第4号により業務を執行した場合

には、事後に理事会の承認を得なければならない。

4 会長は、第1項第1号から第3号により処理した事項については、理事会に報告しなければならない。

(理事会規定の準用)

第23条の4 第19条第2項から第4項、第20条第1号、第2号、第4号及び第23条の規定は、常任理事会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「常任理事会」、第20条第1号の「議長及び副議長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

第3節 総会

(総会)

第24条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(総会の組織)

第25条 総会は、個人会員で組織する。

(総会の招集)

第26条 定時総会は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に、臨時総会は、必要がある場合に随時、会長がこれを招集する。

2 総会を招集するには、会日から2週間前までに個人会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

(総会の特別招集)

第27条 会長は、個人会員の3分の1以上の者から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、総会招集の請求があったときは、1ヵ月以内に総会を招集しなければならない。

2 前項の請求があった日の翌日から3週間以内に会長が総会招集の通知を発しないときは、前項の請求者が総会を招集すること

ができる。

(総会の議決事項)

第28条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会則の制定及び変更に関すること。
- (3) 連合会の代議員の選任及び解任に関する事項
- (4) 重要な財産の取得、処分及び多額な債務の負担に関すること。
- (5) 役員を選任及び解任に関すること。
- (6) 綱紀委員の選任及び解任に関すること。
- (7) 前各号のほか理事会において総会に附議すべき旨議決した事項

(定足数及び議決の要件)

第29条 総会は、個人会員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことができない。この場合において、第31条の規定により議決権を行使した個人会員は、総会に出席したものとみなす。

2 総会の議事は、出席した個人会員(前項の規定により総会に出席したとみなされるものを含む。次項においても同じ)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず第28条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に関する事項は、出席した個人会員の3分の2以上で決する。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する者は議決に加わることができない。

(議決権)

第30条 個人会員は1個の議決権を有する。

(書面による議決権の行使)

第31条 個人会員で、総会に出席することのできない者は、あらかじめ議案について賛否の意見を明らかにした書面を提出することにより、その議決権を行使することができる。

(議長・副議長)

第32条 総会の議長及び副議長は、総会で選
任する。
(議事録)

第33条 総会の議事について、議事録をつく
らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその
結果を記載し、議長及び出席個人会員のう
ち2名が署名押印しなければならない。

第4節 委員会

(委員会)

第34条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 綱紀委員会
- (2) 選挙管理委員会

2 前項第1号の委員会の委員は規則に定め
る方法により、総会で任命する。

3 第1項第2号の委員会の委員の任命及び
組織運営については、理事会の同意を得て
別に定める。

第5節 業務組織

(業務組織)

第35条 本会に必要な業務組織は、規則で定
める。

2 理事会の議決により必要と認めるときは、
特別委員会を設けることができる。

(部長会)

第36条 削除
(事務局)

第37条 本会の事務を処理するために事務局
を置く。

2 事務局に事務局長1名を置く。

3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、
規則において定める。

第6節 行政書士ADRセンター大阪

(行政書士ADRセンター大阪)

第37条の2 本会は、裁判外の民間紛争を解
決するため、行政書士ADRセンター大阪
を設置し、その運営を行うことができる。

2 行政書士ADRセンター大阪の組織及び
運営に必要な事項は、規則において定める。

第4章 登録及び届出の事務

(登録及び届出に関する事務)

第38条 本会は、法及び法に基づく命令並び
に連合会の会則及び規則に基づき、行政書
士の登録及び行政書士法人の届出に関する
事務の一部を行う。

(申請書等の処理)

第39条 本会は、行政書士の登録及び行政書
士法人の届出に関する書類の提出があった
ときは、連合会の会則及び規則の規定する
ところにより、必要な調査を行い、迅速かつ
的確にその処理を行うものとする。

第5章 会員の責務と研修

(責務)

第40条 会員は、法令及び連合会の会則並び
に本会の会則を遵守し、誠実にその業務を
行うとともに行政書士の信用、又は品位を
害するような行為をしてはならない。

(研修)

第41条 個人会員は、本会及び連合会が行う
研修を受け、その資質の向上を図るよう努
めなければならない。

(研修事業)

第41条の2 本会は、個人会員の資質の向上
を図るため、研修に関する必要な施策を行
う。

2 研修の内容及び実施に関し必要な事項は、
規則で定める。

(品位保持)

第42条 個人会員は、業務上必要な学術の研
究及び実務の研鑽に努力するとともに、た
えず人格の向上をはかり、行政書士として
品位を保持しなければならない。

(業務の公正保持)

第43条 会員は公正、迅速にその業務を取り
扱わねばならない。

2 会員は不正又は不当な手段で依頼を誘致するような行為をしてはならない。

(名義貸等の禁止)

第44条 会員は、自ら業務を行わないで、自己の名義を貸与し、その者をして業務を行わせてはならない。

2 会員は、法人等他の者の名において、業務を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

(1) 行政書士法人の社員である会員にあっては、その所属する行政書士法人の名において業務を行うこと。

(2) 行政書士又は行政書士法人の使用人である会員にあっては、使用されている行政書士又は行政書士法人の名において業務を行うこと。

(秘密の保持)

第45条 会員は正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。又、会員でなくなった後も同様とする。

(会員に対する指導及び調査)

第46条 会長は、業務の適性又は品位の保持を図るため、必要があると認めるときは、会員から報告を求め又は当該会員に必要な勧告若しくは指導をすることができる。

2 会長は必要があると認めるときは、綱紀委員会に会員の業務を調査させることができる。

(会員の処分)

第47条 本会は、会員が法律、命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき、行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、本会の会則に違反したとき又は本会の名誉を著しく傷つけたときは、当該会員に対して、第47条の2及び第47条の3により必要な処分を行うことができる。

2 会長が前項の処分を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

3 前項の議決には、理事会の構成員の3分の2以上の者が出席し、その議決権の4

分の3以上で決する。

4 理事会は、第2項の議決をしようとするときは、綱紀委員会の報告及び意見を聴取しなければならない。

5 第1項の処分を行おうとするときは、理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

弁明の機会の提供に関する手続き等必要な事項は、規則で定める。

6 会長は本条による措置をとったときは、大阪府知事に通知しなければならない。

7 第12条第3項以下については、本条第2項から第6項を適用しない。

(個人会員の処分の種類)

第47条の2 個人会員に対する処分の種類は次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 2年以内の会員の権利の停止

(3) 廃業勧告及び無期限の会員の権利の停止

2 前項第2号及び第3号の処分により停止される会員の権利は次のとおりとする。

(1) 本会の役員を選任に関する権利

(2) 本会の会議、研修会及び行事等に出席する権利

(3) 本会の事務所、施設等を使用する権利

(4) 本会から文書の送付を受け、図書及び物品の斡旋、頒布を受ける権利

(5) 本会の福利厚生に関する規則等に基づく金銭等の給付を受ける権利

3 第1項の処分を受けた者については、別に定める規則により、当該会員名等を公表する。

(法人会員の処分の種類)

第47条の3 法人会員に対する処分の種類は次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 2年以内の会員の権利の停止

(3) 主たる事務所を有する法人会員に対しては、解散の勧告又は従たる事務所の

廃止の勧告及び無期限の会員の権利の停止

- (4) 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、事務所の廃止の勧告及び無期限の会員の権利の停止
- 2 前項第2号から第4号の処分により停止される会員の権利は次のとおりとする。
- (1) 本会の会議、研修会及び行事等に出席する権利
- (2) 本会の事務所、施設等を使用する権利
- (3) 本会から文書の送付を受け、図書及び物品の斡旋、頒布を受ける権利
- (4) 本会の福利厚生に関する規則等に基づく金銭等の給付を受ける権利
- 3 第1項の規定は、法人会員を処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき第47条の2に該当する事実があるときは、その社員である個人会員に対し、処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。
- 4 第1項の処分を受けた者については、別に定める規則により、当該会員名等を公表する。
- (大阪府知事に対する措置要求)
- 第48条** 本会は、会員が、次の各号の一に該当したときには、大阪府知事に対し、その事実を報告し、必要な措置をとるように求めることができる。
- (1) 法律、命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき。
- (2) 行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、第47条の2第1項第3号、若しくは第47条の3第1項第3号又は第4号の措置をとったときは、会長は知事に対し措置要求をしなければならない。
- 3 前2項の措置要求をしたとき及び法第14条又は法第14条の2に規定する懲戒処分がなされたときは、別に定める規則により、

当該会員名等を公表する。

第6章 報酬

(報酬の額の揭示等)

第49条 法第10条の2第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。以下「施行規則」という。）第3条の2の規定に基づき、会員は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を、連合会の定める様式に準じた表により揭示しなければならない。

2 法第10条の2第2項の規定による統計の作成及び公表に関し必要な事項は、規則で定める。

(領収証)

第49条の2 施行規則第10条の規定に基づき、会員は、依頼人から報酬を受けたときは、連合会の定める様式により正副2通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は作成の日から5年間保存しなければならない。

第7章 資産及び会計

(会計年度)

第50条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(経費)

第51条 本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 交付金
- (4) 助成金
- (5) その他の収入

(予算)

第52条 会長は、毎会計年度の予算案を作成し、定時総会の議決を得なければならない。

2 会長は、予算が成立するまでの期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り、一定期間に係る前年度予算

の範囲内で支出することができる。

(予算の流用)

第53条 会長は、支出予算について、各款項に定める経費を相互に流用することができない。ただし、予算の執行上必要がある場合に限り、理事会の議決を得て流用することができる。

2 会長は、前項ただし書の規定により予算を流用したときは、その後に開かれる最初の総会にその旨を報告しなければならない。

(財産目録)

第54条 会長は本会の資産及び負債を明らかにするため、毎会計年度末現在における財産目録を作成しなければならない。

(決算報告書)

第55条 会長は、毎会計年度終了後、本会の収入及び支出の決算報告書を作成し、監事に提出しなければならない。

2 監事は前項の決算報告書を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。

3 会長は、定時総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

(資産の管理)

第56条 本会の資産は、会長が管理する。

(財産の請求制限)

第57条 会員は退会した場合において、本会に対しこの会則に別段の定めのある場合をのぞいて財産上の請求をすることができない。

第8章 支部

(支部)

第58条 本会は、行政書士の健全な発展を目的とし、会員の創意工夫による地域に密着した活動を行うため支部を設ける。

2 支部の名称及び区域は理事会で定める。

3 前項の区域内に事務所を有する会員は当該支部に所属するものとする。

4 本会は、支部活動のため別に定めるところにより支部交付金を支部に交付することができる。

ろにより支部交付金を支部に交付することができる。

5 支部に関する必要な事項は別に支部規則で定める。

(支部長会)

第59条 支部長会は、支部長をもって組織する。

2 支部長会の組織及び運営に関する事項は、別に支部規則により定める。

第9章 補則

(名誉会長等)

第60条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長は総会にはかつて会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は理事会にはかつて会長が委嘱する。

4 名誉会長、顧問及び相談役は本会の業務の執行について各種の会議に出席して意見を述べることができる。

5 名誉会長、顧問及び相談役である期間はその委嘱した会長の任期と同一とする。

(補助者)

第61条 会員は、特に必要がある場合に限りその事務に関して補助者を置くことができる。

2 補助者に関し必要な事項は、別に規則により定める。

(施行)

第62条 この会則の施行に関し、必要な事項は、別に規則により定める。

附則

1 この会則は昭和46年12月1日より実施する。ただし、第3条及び第4条中登記事務に関する部分並びに第4章の規程は昭和47年12月1日から実施する。

2 この法人の設立当初の役員は行政書士法の一部を改正する法律（昭和46年法律第101号）附則第2条第2項の規定により選

任された者とする。

3 この法人設立前における大阪府行政書士会に関する権利及び義務の一切はこの法人に承継するものとする。

(昭和46年11月30日大阪府指令地方第1385号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和48年8月11日大阪府指令地方第541号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和48年9月14日大阪府指令地方第652号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。ただし、第43条及び第67条の規定の改正は、昭和48年4月1日から適用し、第16条、第18条及び第19条の2の改正は、昭和50年中に開催される総会の日から適用される。

(昭和49年8月1日大阪府指令地方第558号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和50年3月20日大阪府指令地方第1873号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和51年9月20日大阪府指令地方第733号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。ただし、第18条第1号、第4号、第6号、第7号の改正は、昭和52年中に開催される定時総会の日から適用する。

(昭和52年4月1日大阪府指令地方第2210号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和53年8月1日大阪府指令地方第442号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和54年7月20日大阪府指令地方第396号認可)

附 則

1 この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

2 第19条の2は昭和56年度中に開催される定時総会の日から適用する。第70条第7項は、昭和56年度中に開催される支部定時総会の日から適用する。

(昭和55年8月1日大阪府指令地方第548号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和56年8月1日大阪府指令地方第792号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和57年8月18日大阪府指令地方第1080号認可)

附 則

1 この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

2 改正後の大阪府行政書士会会則第30条第6号及び第37条の2第2項の規定は、施行日以降に任命された綱紀表彰委員について適用し、施行日前に任命された綱紀表彰委員及びその予備委員について、なお従前の例による。

(昭和58年4月1日大阪府指令地方第43号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和58年8月5日大阪府指令地方第1069号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和59年10月1日大阪府指令地方第986号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(昭和60年6月1日大阪府指令地方第90号認可)

附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

(昭和61年4月1日大阪府指令地方第1340号認可)

附 則

この会則は、昭和62年8月29日から施行する。

(昭和62年8月29日大阪府指令地方第601号認可)

附 則

1 この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

2 第34条第1項第1号の委員は第34条第2項の規定にかかわらず、昭和64年度中に開催される定時総会まで、施行のときの綱紀表彰委員をもって充てるものとする。

(昭和63年7月15日大阪府指令地方第475号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成元年7月19日大阪府指令地方第462号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成3年10月1日大阪府指令地方第809号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成5年9月1日大阪府指令地方第621号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成6年11月24日大阪府指令地方第997号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成7年8月31日大阪府指令地方第683号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成9年7月11日大阪府指令地方第429号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成11年6月18日大阪府指令市第357号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成12年8月24日大阪府指令市第688号認可)

附 則

この会則は、平成16年8月1日から施行する。

(平成16年7月6日大阪府指令市第1841号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成17年11月7日大阪府指令市第2649号認可)

附 則

1 この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

2 第14条第2項、第15条第4項、第16条第4項、第5項、第18条の2、第23条の2から第23条の4、第36条の改正は、平成19年4月1日から適用する。

(平成18年7月27日大阪府指令市第1916号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成19年9月28日大阪府指令市第2109号認可)

附 則

この会則は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

(平成21年7月28日大阪府指令市第1901号認可)